

即位の変容と律令天皇制

加藤麻子

【要約】 皇位継承儀礼において、ある時点を皇位継承時点として意識し、空位を徹底的に避けるようになるのは、律令文書行政が整備された大宝―養老年間以降のことである。これは、八世紀の天皇が律令文書行政の最高決裁者で、他者との権限差が明確であったことを反映し、皇位継承時点がその転換点として重要な意義を持つと同時に、文書行政の停滞を招く空位を徹底的に回避した結果である。皇位継承儀礼の中で、皇位継承時点と空位が律令制本来の意味を失い、形骸化していく過程を指標として、天皇が律令制本来の唯一・専行性を失い、天皇権力の構造が変化していく過程を論じるのが本稿の試みである。

史林 八八巻二号 二〇〇五年三月

はじめに

本稿では、皇位継承儀礼を分析の対象とし、律令制下の天皇とその変容の再検討を課題とした。天皇の代替わりは政権の不安定期を現出するものであり、この非常事態の対処法、新帝への政権委譲の方式が天皇権力の根幹を示すと考えるためである。

皇位継承儀礼には膨大な先行研究が存在し、従来は大嘗祭が重視されてきた。これに対して、岡田精司氏は、『日本書紀』の即位が古い大王就任儀礼の伝統をひくものであり、持統紀に見える忌部の神靈奉と中臣の壽詞奏上が記紀の天孫

降臨神話と対応する新儀礼であると指摘した^①。さらに井上光貞氏は、先帝崩御直後の即位を忌むために天皇の空位期間が生じ、この間の政治不安を避けて、神靈・鈴印渡御儀礼が成立したと言及した^②。以後の研究は、両説を継承し、主に次の二方向に展開されてきた。第一に、即位宣命や持統の即位記事をイデオロギー表現として評価し、大化前代の大王から律令制下、さらに平安時代の天皇へのイデオロギーの変貌に言及する研究^{③④}。第二に、皇位継承の儀式次第の遡及を試みる研究^⑤。ともに平安初期、とくに桓武朝をその画期と見なしている。しかし、『続日本紀』の皇位継承記事が簡略であることに起因し、大宝律令成立以前や平安時代に比較して、奈良時代（八世紀）の即位に言及する研究は少ない。このような状況で、平安初期を画期と見なす研究には疑問もある。

一方、皇位継承が、皇太子・天皇・太上天皇それぞれの立場の転換点である以上、皇太子・太上天皇を含む天皇権力の構造を視野に入れた検討が必要になる。皇太子に関しては、制度的成立が多く問題とされてきたが、律令制の皇太子については、政治的に関係のない単なる皇嗣であるとする井上光貞氏の見解や、非常時に天皇大権の代行が可能であるとする荒木敏夫氏・林紀昭氏の見解がある^⑥。一方、太上天皇に関しては、岸俊男氏^⑦以来、政治的権限が問題とされてきたが、令文上に規定がないため、権力の根拠について評価が一定ではない^⑧。また、春名宏昭氏は、嵯峨が讓位時に太上天皇の尊号を辞退したことを根拠に、太上天皇が大権を放棄し、天皇のみが大権を有することになったと指摘する。しかし、管見によれば、春名氏の指摘以後、皇太子・太上天皇と天皇大権について、皇位継承儀礼との関係で十分に議論されたとは言い難い。

また、従来の研究では、六国史など各史料の編纂時期が異なるにも関わらず、各時期の用語法や認識の変化を視野に入れた分析がほとんど見られないのが現状である。

そこで本稿では、まず第一章で、「即位」の語や空位、天皇になる瞬間（皇位継承時点）の定義や基準が各史料編纂の時期により異なることをふまえ、皇位継承儀礼の変容を概観したい。さらにこれを指標として、第二章では、皇太子・太

天皇を含めた天皇権力の構造と変容を、律令制との関係をふまえて論じることにする。なお、これ以後、史料名は『紀』(日本書紀)、『統紀』(続日本紀)、『後紀』(日本後紀)、『統後紀』(続日本後紀)、『文徳』(日本文徳天皇実録)、『三代録』(日本三代実録)、『紀略』(日本紀略)と略記する。

- ① 岡田精司「大王就任儀礼の原形とその展開——即位と大嘗祭——」(『古代祭祀の史的研究』一九九二年・埼玉書房、一九八三年初出)以下、岡田氏の引用はすべてこの論文による。
- ② 平安時代の儀式書の讓位儀や天皇崩御儀における、神璽や鈴印など器物の委譲は、先行研究では「踐祚(儀礼)」と称されるのが一般的である。しかし、本稿では混乱を避けるため、神璽・鈴印渡御儀の語を用いることにする。
- ③ 井上光貞「即位儀とその成立」(『日本古代の王権と祭祀』一九八四年・東京大学出版会)以下、井上氏の引用は、特に明記しない限り、この論文による。
- ④ 和田萃氏は、舒明と持統と同じ正月即位が、神武と仁賢に見られることから、後者は『日本書紀』の潤色と指摘する。「タカミクラ——朝賀・即位式をめぐって——」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』一九九五年・埼玉書房、一九八四年初出)以下、和田氏の引用は、特に明記しない限り、この論文による。熊谷公男「持統の即位儀と「治天下大王」の即位儀礼」(『日本史研究』四七四・二〇〇二年)
- ⑤ 柳沼千枝「踐祚の成立とその意義」(『日本史研究』三六三・一九九二年)以下、柳沼氏の引用はすべてこの論文による。土井郁磨「讓位儀」の成立」(『中央史学』一六・一九九三年)、「踐祚儀礼について」(『中央史学』一八・一九九五年)。藤森健太郎「古代天皇の即位儀礼」(二〇〇〇年・吉川弘文館) 藤森氏の著作の引用はすべてこの書による。
- ⑥ 井上光貞「古代の皇太子」(『日本古代国家の研究』岩波書店・一九六五年)、荒木敏夫「日本古代の皇太子」(一九八五年・吉川弘文館)、林紀昭「律令皇太子制の一考察」(『難波宮址の研究』第7(論考篇)一九八一年・大阪市文化財協会)なお、荒木氏、林氏の引用は以下すべてこの論文による。また、坂上康俊氏も、令には皇太子に政治基盤を作らせない配慮があったとするが、監国時に皇太子のみが、天皇大権の一部を代行すると指摘する(『東宮機構と皇太子』(『古代中世史論集』一九九〇年・吉川弘文館)。
- ⑦ 岸俊男「元明太上天皇の崩御——八世紀における皇権の所在——」(『日本古代政治史研究』一九六六年・埼玉書房、一九六五年初出)
- ⑧ 春名宏昭氏は、太上天皇が天皇とともに、同等の立場で大権を有すると述べる(『太上天皇制の成立』(『史学雑誌』九九一・一九九〇年)以下、春名氏の引用はすべてこの論文による。また、寛敏生氏も、太上天皇は律令国家機構に対し、天皇と同様に関係を持つとする(『古代王権と律令国家機構』(『古代王権と律令国家』二〇〇二年・校倉書房、一九九一年初出)。一方、仁藤敦史氏は、太上天皇は文書行政とは別次元の個人人格の関係による強制力を持ち、原則として口頭伝達を行い、天皇より一般的に優越していたと主張する(『律令制成立期における太上天皇と天皇』(一九九〇年初出)「太上天皇制の展開」(一九九六年初出)とともに「古代王権と官僚制」二〇〇〇年・臨川書店)。また、齋藤融氏も、太上天皇は令制で「何らの権能を保障された身位ではない」とし、直接太政官に命令を下せず、天皇の承認

を経て天皇の命令という体裁で実現していたと述べる〔太上天皇管

見〕〔古代国家の歴史と伝承〕黛弘道編・一九九二年・吉川弘文館。

第一章 即位記事の検討

本章では、「即位」の語と、天皇の空位や皇位継承時点に関する意識に着目し、各史料と編纂時期による変化をふまえた上で、皇位継承儀礼の変容を概観することにした。

一、「日本書紀」の即位記事

即位と踐祚の語が、令文に見えるのは、以下の三条である。

神祇令・天皇即位条 「凡天皇即位。物祭天神地祇。散齋一月。致齋三日。其大幣者。三月之内令修理訖。」

神祇令・踐祚条 「凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劍。」

公式令・天子神璽条 「天子神璽。謂。踐祚之日壽璽。宝而不用。(以下略)」

『大漢和辞典』によると、「即」は「つく」、「踐」は「ふむ・つく・のぼる」、「位」と「祚」はともに「天子の位」の意味をもつ。したがって、即位・踐祚はともに「天子の位につく」ことを意味する同義語である。『紀』には、「即位」「即天皇位」「即帝位」の他に、「即祚」(孝徳)や「陟天皇位」(清寧・武烈)の用法も見える。また、一般的理解を述べておくと、平安時代初め(桓武以後)、皇位継承儀礼が、先帝讓位・崩御当日の神璽・鈴印渡御儀礼と後日の大極殿儀礼に分離すると、前者を「踐祚」、後者を「即位」の語で称するようになり、両者の意味が分離したとされる。^①しかし、実例では、持統紀の即位記事が踐祚条の内容と符合し、踐祚条の集解各説も、古記・跡記は「踐祚之日」を「即位之日」とし、令釈・義解は「踐祚」を「天皇即位」とする。したがって、「踐祚之日」と限定した場合でも、踐祚と即位は同義と見なされ、特定の時点を示し得る用語である。これは六国史を通じて確認できるため、少なくとも六国史編者の共通した認識

即位の変容と律令天皇制（加藤）

【表1：六国史に見える崩御・讓位・即位の時間的關係】

出典	経過	分類
(1)	(神武～舒明) 崩御 ■■■■ 即位	A
(2)	皇極讓位 ● 孝徳即位	B
(3)	孝徳崩御 ■■■■ 斉明即位	A
(4)	斉明崩御 ■■■■ (皇太子称制) ■■■■ 天智即位	A
(5)	天智崩御 ■■■■ 天武即位	A
(6)	天武崩御 ■■■■ (皇后称制) ■■■■ 持統即位	A
(7)	持統讓位 ● 文武即位 ○○○○ (宣命)	B 1
(8)	文武崩御 ■■■■ 元明即位 (宣命)	A
(9)	元明讓位 ● 元正即位 (詔)	B 2
(10)	元正讓位 ● 聖武即位 (宣命)	B 2
(11)	聖武讓位 (宣命) ● 孝謙即位 (宣命)	B 2
(12)	孝謙讓位 (宣命) ● 淳仁即位 (宣命)	B 2
(13)	淳仁廃位 → 称徳	×
(14)	称徳崩御 ■■■■ 光仁即位 (宣命)	A
(15)	光仁讓位 (宣命) ● 桓武即位 ○○○○ (宣命)	B 1
(16)	桓武崩御 ■■■■ 平城即位 (詔)	A
(17)	平城讓位 (宣命) ▲▲▲▲ 嵯峨即位 (宣命)	C
(18)	嵯峨讓位 (宣命) ▲▲▲▲ 淳和即位 (宣命)	C
(19)	淳和讓位 (宣命) ▲▲▲▲ 仁明即位 (宣命)	C
(20)	仁明崩御 ■■■■ 文徳即位 (宣命)	A
(21)	文徳崩御 ■■■■ 清和即位 (宣命)	A
(22)	清和讓位 (宣命) ▲▲▲▲ 陽成即位 (宣命)	C
(23)	陽成 (讓位) ▲▲▲▲ 光孝即位 (宣命)	C

※出典 (1)～(6)：『紀』、(7)：『紀』『続紀』、(8)～(19)：『続紀』、
 (16)～(18)：『後紀』（関巻部分は『紀略』）、
 (19)：『紀略』『続後紀』、(20)：『続後紀』『文徳』、
 (21)：『文徳』『三代録』、(22)(23)：『三代録』

※経過 ■■■■ ▲▲▲▲ ○○○○：日数の開きがあるもの
 「先帝讓位 ● 新帝即位 (宣命)」：同日に執行するもの

※分類 A：先帝崩御 ■■■■ 新帝即位
 (先帝崩御から日数を経て、新帝即位)
 B：先帝讓位 ● 新帝即位 (先帝讓位と新帝即位が同日)
 [B 1：宣命のみ後日、B 2：宣命も同日]
 C：先帝讓位 ▲▲▲▲ 新帝即位
 (先帝讓位から日数を経て、新帝即位)

と考えてよい。
 以上の点をふまえて、即位記事を分析する。六国史の皇位継承記事は、天皇の崩御・讓位・即位の時間経過に着目する
 と次の三型に分類される【表1】参照。なお、六国史の「讓位・禪天皇位・禪位・傳位」はすべて讓位、「即位・即位天皇位・即位天皇位」はすべて即位に、表記を統一する。

A型：先帝崩御から日数を経て、新帝即位

B型：先帝讓位・新帝即位同日〔即位宣命のみ後日はB1型、すべて同日はB2型〕

C型：先帝讓位から日数を経て、新帝即位

まず、『紀』に見える皇位継承記事は、皇極の讓位を除き、すべてA型である。これは、新帝の位が先帝の死によって自動的に確立するのではなく、先帝崩御と新帝即位との間に天皇（大王）位の空白（空位）期間が存在し、編者が即位の時点に何らかの儀礼を想定したためと推測される。『紀』には、即位に先立って壇を設け、そこに登壇する登壇即位と呼ばれる記事が存在する^③。しかし、それぞれの即位の時点で、登壇行為の瞬間が皇位継承時点として特別な意味をもったという確証はなく、皇位継承儀礼の中の一行為として認識されていた可能性もある。

では、ある瞬間を明確に皇位継承時点として意識するのはいつからか。次の持統の即位記事〔『紀』持統四（六九〇）年正月戊寅朔条〕が参考になる。（傍点は筆者による。）

物部麿朝臣樹大盾。神祇伯中臣大嶋朝臣讀天神壽詞。畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劔鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮羅列。匣拜而拍手焉。

この記事には「讀天神壽詞」に続いて皇后（持統）への「奉上神璽劔鏡」があり、皇后は「即天皇位」と明確な時点が示される^④。したがって、『紀』編纂時には、皇位継承時点を明確に意識するようになり、これを「即（天皇）位」と称したと考えられる。

一方、『紀』からは、空位を回避する意識もうかがえる。皇極讓位は、唯一のB型で、乙巳の変〔皇極紀四（六四五）年六月戊申^十条〕という特殊な情勢下で生じた事態であった。皇極紀の六月庚戌^{十四}条には「讓位於輕皇子」と見えるが、孝徳紀同日条には、皇極が讓位の意志を表明してから、中大兄皇子・輕皇子・古人大兄皇子が各々辞退し、結果的に、輕皇子が「升壇即位」するまでが記載される。しかし、讓位意志の提示から、編纂時の潤色にしても「百官臣連国造伴造百八十

部」が羅列する即位まですべてが庚戌条一日の出来事とは考え難く、実質的に一、二日は空位となった可能性もある。しかし『紀』は空位期間を設けず、讓位と即位を同日とする。

また、持統が天武崩御〔朱鳥元（六八六）年九月丙午条〕後、称制を含む三年以上の空位期間を経て即位したように、『紀』には、先帝崩御後、新帝が即位するまでの空位期間に、皇太子・皇后など未即位の王族が君主権を代行する例が見られる^⑥。また、井上光貞氏は、令以前の皇位継承においては、複雑な政治情勢を背景に、先帝の殯や葬が終わる前に新帝が即位して、空位期間の短縮を図った例があることを指摘する^⑦。すなわち、持統朝以前には空位期間の存在は自明の事であった。しかし一方で、『紀』には編纂時の潤色と思われる「皇位者一日之不可空。」「仁徳即位前紀」、「夫帝位不可以久曠」〔允恭即位前紀〕などの記述が見え、皇極の讓位記事とともに、空位に対してより否定的で、徹底して回避する意識がうかがえるのである。

したがって、持統以前の皇位継承においては、空位期間が現実存在し、君主権の代行や空位期間の短縮で、これに対処した。しかし、政権が不安定になる空位を嫌う意識に加え、『紀』編纂時には、さらに空位に否定的で、徹底して回避しようとする意識が強まっている。また、皇位継承時点を意識してこれを「即位」の語で表現するようになり、これが『紀』の記述に反映されたと考えられる。

二、『統日本紀』の即位記事

次に、『統紀』^⑧をもとに、八世紀の皇位継承（文武即位、桓武即位）を検討する。なお、これ以後、『統紀』は条文の日付のみ記し、史料名を特に挙げない〔表2〕参照。

『統紀』には、『紀』に一般的なA型（先帝崩御から日数を経て新帝即位）が二例しかなく、淳仁廃位を除き、他はすべてB型（先帝讓位と新帝即位が同日）の継承で、空位期間がほとんど見られない。したがって、『紀』の記述に反映された、空

【表2：皇位継承記事】

持統讓位 文武即位	B1型	<p>〔紀〕持統十一（六九七）年八月乙丑朔条「天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子」</p> <p>〔統紀〕文武元（六九七）年八月甲子朔条「受禪即位」</p> <p>庚辰条 即位宣命（場所の記載なし）</p> <p>〔讓位と即位は同日（注）〕</p>
文武崩御 元明即位	A型	<p>〔統紀〕慶雲四（七〇七）年六月辛巳条 文武崩御</p> <p>庚寅条 元明詔「告以依遺詔、撰万機之状」</p> <p>七月壬子条 元明即位（大極殿）、即位宣命</p>
元明讓位 元正即位	B2型	<p>〔統紀〕靈龜元（七一五）年九月庚辰条</p> <p>元明「禪位於氷高内親王」、讓位詔</p> <p>元正即位（大極殿）、即位詔</p>
元正讓位 聖武即位	B2型	<p>〔統紀〕神龜元（七二四）年二月甲午条 元正「禪位於皇太子」</p> <p>聖武即位（大極殿）、即位宣命</p>
聖武讓位 孝謙即位	B2型	<p>※ 聖武の即位宣命中に、元正の讓位宣命に相当すると思われる文言がある。</p> <p>※ 〔統紀〕天平勝宝元（七四九）年七月甲午条の「皇太子（孝謙）受禪即位於大極殿。詔曰。」に、聖武の讓位宣命と孝謙の即位宣命が連続して記載される。</p>
孝謙讓位 淳仁即位	B2型	<p>※ 〔統紀〕天平宝字二（七五八）年八月庚子朔条の「高野天皇（孝謙）禪位於皇太子」に続き讓位宣命、「是日、皇太子（淳仁）受禪即天皇位於大極殿」に続き、即位宣命が見える。</p>
淳仁廃位 称徳重祚	×	<p>※ 〔統紀〕天平宝字八（七六四）年十月壬申条には、淳仁を廃して淡路公とする称徳の詔が見えるが、称徳の即位記事はない。なお、翌天平神護元（七六五）年十一月に大嘗が見える。</p>
称徳崩御 光仁即位	A型	<p>〔統紀〕宝龜元（七七〇）年八月癸巳条 称徳崩御。「定策禁中」により白壁王立太子</p> <p>十月己丑朔条 光仁即位（大極殿）、即位宣命</p>
光仁讓位 桓武即位	B1型	<p>〔統紀〕天応元（七八一）年四月辛卯条 光仁讓位宣命「是日、皇太子（桓武）受禪即位」</p> <p>壬辰条 早良親王（光仁の皇子）立太子</p> <p>癸卯条 「天皇御大極殿。詔曰（即位宣命）」</p>
桓武崩御 平城即位	A型	<p>〔後紀〕大同元（八〇六）年三月辛巳条 桓武崩御、皇太子に「璽并劔櫃奉東宮」</p> <p>五月辛巳条 平城即位（大極殿）、詔あり</p> <p>壬午条 神野親王（嵯峨）立太子</p>
平城讓位 嵯峨即位	C型	<p>〔後紀〕大同四（八〇九）年四月丙子朔条 平城讓位、讓位宣命</p> <p>〔紀略〕戊子条 嵯峨即位（大極殿）〔「紀略」は宣命文を省略〕</p>

			〔紀略〕 己丑条 高丘親王（平城の皇子）立太子
嵯峨讓位 淳和即位	C型	〔紀略〕 弘仁十四（八三三）年四月庚子条 嵯峨讓位、讓位宣命〔「紀略」は宣命文を省略〕 壬寅条 正良親王（仁明）立太子 辛亥条 淳和即位（大極殿）、即位宣命	
淳和讓位 仁明即位	C型	〔紀略〕 天長十（八三三）年二月乙酉条 淳和讓位、讓位宣命〔「紀略」は宣命文を省略〕 丁亥条 恒貞親王（淳和の皇子）立太子 〔統後紀〕 三月癸巳条 仁明即位（大極殿）、即位宣命	
仁明崩御 文徳即位	A型	〔統後紀〕 文徳 嘉祥三（八五〇）年三月己亥条 仁明崩御、群臣が皇太子に「天子神璽寶劍符節鈴印等」を奉ず 〔文徳〕 四月甲子条 文徳即位（大極殿）、即位宣命	
文徳崩御 清和即位	A型	〔文徳〕 三代録 天安二（八五八）年八月乙卯条 文徳崩御、群臣が皇太子に「天子神璽寶劍符節鈴印等」を奉ず 三代録 十一月七日甲子条 清和即位（大極殿）、即位宣命	
清和讓位 陽成即位	C型	〔三代録〕 貞觀十八（八七六）年十一月廿九日壬寅条 清和讓位、讓位宣命、「皇太子受天子神璽寶劍」 元慶元（八七七）年正月三日乙亥条 陽成即位（大極殿焼失のため豊樂殿）、即位宣命	

〔注〕 〔紀〕 〔統紀〕 の干支が異なるのは、前者が元嘉曆、後者が儀鳳曆に拠ったため

位を回避する意識は、八世紀においても存続していたと推測される。また、元明以降は大極殿での即位と同日の宣命（詔）宣布が確認でき（B2型）、これが九世紀以降も続くため、八世紀には大極殿での宣命宣布が即位の儀礼として定型化したと考えられる。^⑩

この例外が、宣命宣布が即位より後日に見える文武と桓武である（B1型）。文武の場合は、両日ともに場所の記載がなく、即位宣命の初見記事であるため、宣命宣布が即位当日の儀礼として未だ組み込まれていなかった状態と推測できる。^⑪一方、桓武の場合、即位〔辛卯条^三〕の場所は不明で、宣命宣布〔癸卯条^{十五}〕は大極殿で行われる。そのため従来は、癸卯条が元明以降の即位当日の儀礼に相当し、辛卯条は〔統紀〕の他の即位と形態が異なる新儀礼であると、解釈されてきた。^⑫しかし、〔統紀〕が、内容が全く異なる儀礼を同じ「即位」の語で示したとは考え難く、辛卯条を桓武朝画期の新儀礼と見なす見解には疑問を感じる。また、〔統紀〕が完成した桓武朝においても、「即位」の語が〔紀〕と同様に皇位継承時点

示していることは、即位翌日〔壬辰^四条〕に早良親王が立太子することからも明らかである。さらに、桓武の即位は、光仁不豫の切迫した状況で行われたことを考慮するならば、光仁の存命中にB型の継承を行い、空位を避けるために急がれた変則的なもので、その結果として、宣命宣布など大極殿儀礼のみが、後日に延期されたと推測できる。^⑭

次に讓位を検討したい。元正の讓位宣命は、聖武の即位宣命中に引用されるため、同場面での宣読はあり得ず、事前に示されたと推測される。また、孝謙の讓位宣命も淳仁の即位前に別所で宣制された状況が判明する。^⑮一方、聖武の讓位宣命と孝謙の即位宣命は、即位時に大極殿で、連続して宣読されたと推測される。したがって、八世紀には、未だ讓位宣命（詔）の提示方式が確立していなかったと考えられる。

さらに問題となるのが、聖武讓位の時期である。讓位宣命が記載される孝謙即位日から一ヶ月以上前、諸寺への施入願文〔天平勝宝元（七四九）年閏五月癸丑条^⑯〕の中で、聖武は「太上天皇沙弥勝満」と称している。^⑰また、この直後の閏五月丙辰条には「天皇遷御薬師寺宮。為御在所。」と見え、聖武は平城宮外に遷御している。ここから、この時期の聖武の立場をめぐり、様々な解釈が提示されてきた。^⑱

注目されるのは、聖武が讓位した記事がない点である。『続紀』は同様に光仁の讓位記事も欠くが、ともに新帝が即位する日に讓位宣命を載せることから、通常両天皇はこの日に讓位したと解されてきた。しかし、光仁は不豫で、聖武はすでに宮外に遷御しており、両者の讓位に何らかの行為・儀礼を想定し、その日時を特定することは困難である。

一方で、孝謙即位以前、内印捺印が必要な政務は、薬師寺宮遷御後も聖武が行ったと考えられる。^⑳当該期の太上天皇は、天皇と同様に、少納言など正規の官司を通しての鈴印運用権を有していたため、この時期の聖武の立場は断じ難い。しかし、内印政務など天皇大権の行使者を欠く実質的な空位期間は生じなかったと考えられる。

したがって、『続紀』が丙辰条で聖武を「天皇」と記載したのは、空位を避けたためで、八世紀の天皇は、讓位表明後も新帝即位まで大権を維持したと考えられる。^㉑

以上から、八世紀(桓武朝以前)には讓位儀礼が未確立で、天皇は新帝即位まで大権を維持し、B型の皇位繼承が行われて、空位は徹底的に回避された。『紀』の皇極讓位記事には、編纂時のこの意識が反映されたのであろう。また、『統紀』が完成した桓武朝においても、「即位」の語は『紀』と同様に皇位繼承時点を示したと考えられる。

三. 『日本後紀』以降の即位記事

次に『後紀』以後の史料から、九世紀以降(桓武崩御以降)の皇位繼承方式を整理すると、八世紀に多く見られたB型(先帝讓位と新帝即位が同日)が消え、代わって、平城以降、讓位から日数を経て新帝が即位するC型が現出する。したがって、崩御の場合のA型とともに、先帝の崩御・讓位に関係なく、新帝の即位まで空位期間が生じることになる。

B型からC型への讓位の変化を考える上で、参考になるのは、『紀略』(『後紀』は開卷)の嵯峨讓位と淳和即位の記事である。嵯峨紀の弘仁十四(八三三)年四月庚子条には讓位詔(『紀略』は内容を省略)が記載され、淳和紀の同日条には「受讓^レ為^レ天子。事具太上天皇紀。」(傍点は筆者による)と見える。しかし、『紀略』が淳和の即位と記し、大極殿での儀礼が執行されるのは、この十日後の辛亥条である。この儀礼の詳細は『淳和天皇御即位記』により知ることができるが、これは九世紀以降の儀式書における即位儀と内容が共通し、以後の皇位繼承においてもこの儀礼執行日が「即位」と称されることになる。

したがって、『紀略』(もしくは『後紀』)編者の認識では、先帝讓位の日が「為天子」皇位繼承時点で、以後の「即位」の語や即位儀は、もはや皇位繼承時点を示すものではなく、先帝讓位と新帝即位との間も空位期間ではなくなる。これは、「即位」の語で皇位繼承時点を示した『紀』や『統紀』の皇位繼承とは、明らかに意味が変わっている。この変化の時期と意味を確認するため、『後紀』以後の皇位繼承を分析する必要がある。

まず、新たに皇位繼承時点となった讓位について、儀式書の讓位儀を要約しておく。

前日まで：(1)天皇移御（『儀式』にのみ見える）

(2)固閑・警固

当日：(3)天皇讓位宣命（皇太子・群臣が臨席）

(4)新帝は春宮に還御（内侍は神璽をもち追従）

(5)少納言等、鈴印等を持ち追従

この讓位儀では、宣命宣制の前後で皇太子から「今帝（新帝）」へ名称が変わるため、『紀略』淳和紀と同様、この儀式中に皇位継承時点を設定していると考えられる。また、次の『西宮記』（天皇崩事）「以下、崩御儀と称する」においても、天皇崩御後、皇太子は「新王・新帝」と称されており、崩御の日に皇位継承時点を設定している。

詔書事、雖已崩如必在有敕令、大臣已下行事、上卿奉勅停音楽、大祓了初奏時、上卿依仰外記、警固固閑、吉時大臣以下就大行皇帝御所、請神璽等奉新王、少將持之、以節刀鈴印奉新帝、新帝御別所之儀也、少納言中務輔已下相従、（以下略）

以下、これらの儀式次第の成立過程を分析し、皇位継承時点と「即位」の語の意味が変化した時期を確認する（「前掲【表2】参照」）。

まず讓位儀について、八世紀（桓武朝以前）には讓位が未確立で、光仁讓位時にも特定の儀礼が想定し難いことはすでに述べた。一方、井上光貞氏は、貞観年間成立の『儀式』と内容が符合する直後の清和讓位記事が、最初の実施例であると指摘した。しかし、この記事の最後には「如常儀」と見え、これ以前の例を参考にしていることは確実である。したがって、讓位儀の原型は、この間の淳和・嵯峨・平城の讓位まで遡る可能性があり、これが『儀式』までに整備されたと考えられる。

次に崩御の場合、即日にも神璽奉上进行するのは、桓武の崩御時が初見である。また、崩御儀や仁明・文徳の崩御時には、群臣が神璽・鈴印等を皇太子に奉上する。しかし、讓位時には新帝に内侍・少納言らが追従して神璽・鈴印渡御を行い、崩御の場合とは異なっている。したがって、崩御時の群臣による奉 upper は、先帝から新帝に神璽・鈴印を直接譲り渡す讓位の場合とは、別の意味を持つと考えるべきであろう。

【表3・立太子の時期】

光仁讓位・桓武即位一 早良親王（光仁の皇子）立太子一 大極殿儀礼
桓武崩御一 平城即位一 神野親王（桓武の皇子・のちの嵯峨）立太子
平城讓位一 嵯峨即位一 高丘親王（平城の皇子・のちの廢太子）立太子
嵯峨讓位一 正良親王（嵯峨皇子・のちの仁明）立太子一 淳和即位
淳和讓位一 恒良親王（淳和皇子・のちの廢太子）立太子一 仁明即位
仁明崩御一 文徳即位〔惟仁親王（のちの清和）立太子は嘉祥3年11月戊戌条〕
文徳崩御一 清和即位〔貞明親王（のちの陽成）立太子は貞観11年2月己丑朔条〕
清和讓位一 陽成即位〔在位中に立太子なし〕

群臣が神璽（神璽）を王位継承候補者に渡して大王に推戴する儀は大化前代の遺制であるが、皇極讓位以降は群臣の介入がなくなり、皇位継承は王権の主導で行われる。さらに八世紀には、文武・称徳の崩御を除き、讓位による皇位継承が行われ、文武の崩御時も元明自身が遺詔を受けている。また、鈴印は、天皇が保管権を持ち、少納言・主鈴のみが請進・出納を行う状態が九世紀まで厳守されたことが確認できる。それにも関わらず、群臣が奉上の形で、再び皇位継承と神璽・鈴印に関与し得たのは、称徳が崩御して空位となり、群臣が「定策禁中。立諱（白壁王）為皇太子。」としたためではなかったか。この称徳崩御時こそ、神璽・鈴印奉上の端緒であったと考えられるのである。

また、称徳崩御は、実際には記事が見える宝亀元（七七〇）年八月癸巳条以前で、数日間崩御を秘して存命しているように見せていたことは、土井郁磨氏が指摘している。したがって、天皇崩御時に「雖已崩如必在」、群臣が新帝への神璽・鈴印奉上を行う崩御儀の次第は、神璽・鈴印や固関などについて称徳の崩御時まで遡及でき、これがのちに、神璽・鈴印渡御儀礼が成立する契機になったと考えられる。

しかし、皇太子白壁王は、即位の日までは令旨を使用する。また、『統紀』が完成した桓武朝においても、「即位」の語が皇位継承時点を示す原則に変化はない。では、皇位継承時点が変更されたのはいつか。【表3】によると、立太子は、従来は即位後に行われていたが、嵯峨讓位時から新帝即位以前に行われることが判明する。したがって、この嵯峨讓位時から、皇位継承時点は即位以前の先帝讓位時に設定されたと推

測できる。

本章をまとめると、『紀』編纂時までに、ある瞬間を皇位継承時点として意識し、これを「即位」の語で示すようになった。これは、『統紀』が完成した桓武朝まで継続する。

一方、政権が不安定となる空位は、持統朝以前には現実問題として存在したものの、称制などの君主権代行や、空位期間の短縮により、回避の努力がされてきた。しかし、八世紀には、讓位による皇位継承が一般的となり、天皇は新帝の即位まで大権を行使して実質的な空位を生じさせず、空位は徹底的に回避されるようになった。この姿勢が、同時期に編纂された『紀』の記述にも反映し、空位に否定的な記述が加わったのであろう。

また、八世紀（桓武朝以前）には、讓位の日時を特定する行為・儀礼が未確立であった。しかし、八世紀末、称徳崩御時の群臣による奉 upper を契機として、神璽・鈴印渡御儀礼が行われるようになり、九世紀の嵯峨の讓位ごろまでには、これを含む崩御儀・讓位儀の原型が成立した。加えて、嵯峨の讓位時には、皇位継承時点が即位以前、すなわち先帝の崩御・讓位の日を設定されるようになったと推測される。したがって、「即位」の語と空位の意味は、『統紀』（八世紀）以前と『後紀』（九世紀）以降とでは、明らかに異なっている。

- ① 『日本史大事典』（平凡社）「踐祚」「即位」、「平安時代史事典」（角川書店）「踐祚」（以上すべて橋本義彦氏執筆）、同「即位」（藤木邦彦氏執筆）、「国史大辞典」「踐祚」「即位」（ともに後藤四郎氏執筆）、「日本史辞典」（岩波書店）など。

② 佐味親王薨伝「紀略」〔後紀〕は開卷（天長二（八二五）年閏七月丁亥条）に見える「天皇踐祚之日」の記事は、『淳和天皇御即位記』の即位当日〔弘仁十四（八三三）年四月廿七日辛亥〕に同内容を確認でき、『紀略』もこの日を「即位」と記す。また、仲野親王薨伝

〔三代録〕貞観九（八六七）年正月十七日戊午条）には、その女の班子女王（宇多母）について「天皇踐祚之日。尊為皇大夫人。」と見え、宇多即位当日の記事〔紀略〕仁和三（八八七）年十一月十七日丙戌条）に同内容を確認できる。

③ 雄略即位前紀「天皇命有司設置於泊瀨朝倉。即天皇位。遂定宮焉。」、清寧元年正月壬子条「命有司設置壇場於磬余薨栗。陟天皇位。遂定宮焉。」、武烈即位前紀「太子命有司設置壇場於泊瀨列城。陟天皇位。遂定都焉。」、孝徳即位前紀（皇極）四年六月庚戌条「升壇即位、天武二

年二月癸未条「天皇命有司設壇場。即帝位於飛鳥淨御原宮。」

和田萃氏は、この壇が神祭の壇で、登壇は神の降臨により聖性を身に付与したものと指摘し、この壇を踏襲したのがタカミクラで、藤原宮で大極殿成立に伴い、タカミクラも成立したと主張する。一方、吉江崇氏は、近年の発掘成果をもとに、大極殿と高御座の成立は淨御原宮においてと主張するが、高御座が壇を踏襲し、イデオロギー的権威を表現するという点では、和田氏の説を支持している。「律令天皇制儀礼の基礎的構造——高御座に関する考察から——」（『史学雑誌』一一一—一三・二〇〇三年）。

④ 『紀』を参考に、持統の即位でも登壇が行われたとする見解の中には、この「皇后即天皇位」を登壇行為そのものと見なし、神璽奉上後も「皇后」と記載されているため、登壇が即位の主要素であるという主張が存在する。「井上光貞・溝口睦子「神祇令と即位儀礼」（『古代王権と祭儀』一九九〇年・吉川弘文館）。藤森健太郎「八世紀までの即位儀礼と朝賀儀礼」。高森明勅「神器相承と昇壇即位——古代皇位継承儀礼における連続性と非連続性——」（『神道宗教』一五五・一九九四年）。

しかし、持統紀では、登壇がどの時点で行われたか明解ではない。また、登壇と神璽奉上との関係も、(1)皇后に神璽を奉上げた後、皇后が「即天皇位」（＝登壇）、(2)皇后に神璽を奉上げたことで、皇后は「即天皇位」（登壇は事前に済んでいるか）、の二通りの解釈がありえる以上、この「即天皇位」が登壇であるとは言い切れない。

なお、吉江氏は、儀式書にみえる大嘗祭皇明節会の壽詞奉上や出雲国造神賀詞儀を参考に、天皇が高御座（壇）に座した状態で、壽詞奏上・神璽奉上が行われたと見るのが自然であると指摘しており、(2)の解釈を裏付ける指摘である。（『吉江氏・前掲③論文』）

⑤ 「称制」の語は『紀』の持統即位前紀と天智即位前紀にのみ見える

が、小林敏男氏は長期の天皇不在を問題視した編者がこの異常事態説明のために「称制」概念を採用したとする。「称制考」（『古代女帝の時代』一九八七年・校倉書房・一九八二年初出）

⑥ 神功紀撰政元年是年条「是年也。太歳辛巳巳。則為撰政元年。」顯宗即位前紀（清寧）五年正月是月条「皇太子億計王與天皇讓位。久而不處。由是。天皇姉飯豊青皇女於忍海角刺宮臨朝秉政。」天智称制前紀（斉明）七年七月丁巳条「斉明崩。皇太子素服称制。」天武紀朱鳥元年七月癸丑条「勅曰。天下之事。不問大小。悉啓于皇后及皇太子。」持統称制前紀朱鳥元年九月丙午条「天武崩。皇后臨朝称制。」

⑦ 允恭・雄略・清寧・仁賢・繼體・安閑・用明・皇極・天武の即位がこれに該当する。なお井上氏は、令以前の本来の順番は、（先帝崩御↓殯↓葬↓新帝即位↓遷宮）であると指摘する。

⑧ 『紀』によれば、先帝崩御から仁徳・允恭の即位までには、各々二年以上の空位期間がある。また、両即位前紀と同内容の記載が中国史書に見えることは、すでに『書紀集解』が指摘している。以下、その部分を挙げておく。『後漢書』光武帝紀・建武元年四月条「臣聞。帝王不可以久曠。天命不可以謙拒。」、『三国志』魏書文帝紀・延康元年十月丙午条註・献帝傳「且四海不可以一日曠主。萬機不可以斯須無統。」

⑨ 『統紀』の編纂時期が各部分で異なることはすでに論じられている。しかし、筆者は、『統紀』が、最終的には桓武朝に修訂され、一つの書として完成した点から、用語法などに、ある程度の統一的要素を見出すことは可能であると考える。

⑩ 和田萃氏は、即位宣命中に「此天津日嗣高御座之業」の表現が見えることを根拠に、文武の即位も、大極殿で行われたと述べる。

⑪ 高森明勅氏、後藤四郎氏は、文武の即位記事について、甲子朔条が

神璽相承（のちの神璽・鈴印渡御）、庚辰条が宣命宣布（大極殿での即位）で、両者が別日に分離した先例と位置付け、次いで桓武の即位時から、両者が別日に行われることが慣例になったと主張する。『国史大辞典』「踐祚」（後藤氏執筆）、高森氏前掲④論文）

しかし、『統紀』の元明以下と同様に「即位」の語で示される甲子朔条ではなく、庚辰条を大極殿での即位と判断する理由が定かではない。また、後述するように、桓武の即位を新儀礼と見なす見解には疑問がある。したがって、両氏の主張には従えない。

⑫ 柳沼千枝氏。藤森健太郎氏・高森勲助氏（ともに前掲④論文）らは、桓武の即位〔辛卯条〕はのちの神璽・鈴印渡御儀礼に相当する新儀礼と主張する。

⑬ 光仁讓位・桓武即位の二日前、天応元（七八）年四月己丑朔条には光仁不豫による固閑が見え、讓位後の同年十二月に光仁は崩御している。

⑭ 桓武即位の辛卯条には光仁の讓位宣命が記載され、壬辰条には立太子の宣命も見えることから、即位宣命作成の遅れなどは延期の理由として考えにくい。なお、『儀式』（天皇即位儀）には「前十日、大臣預點殿上侍徒四人。少納言二人。」と見えるため、桓武の大極殿儀礼が十二日間遅れたのは、この準備期間であったとも考えられる。

⑮ 『大日本古文书』「孝謙天皇詔勅草」（四一―二八五）に「内召五位已上宣命」と見える。

⑯ 聖武の讓位宣命には、「又天皇御命未止勅命乎衆聞食宣。」と孝謙の即位宣命が続く。

⑰ これが『統紀』の追記でないことは、平田寺文书「聖武天皇施入勅願文」（『大日本古文书』（三二―二四〇）天平感宝元（七四九）年閏五月廿日付）によって証明される。また、『扶桑略記』天平廿一（七四九）年正月十四日条に「於平城中嶋宮。請大僧正行基為其戒師。太上

天皇受并戒。名勝満。中宮受戒。名徳太。皇后受戒。名萬福。」と見える。

⑱ 本居宣長は、閏五月癸丑条以前の讓位の可能性を指摘する（『續紀 歷朝詔詞解』三卷・第十四詔）。また、角田文衛氏は、閏五月癸卯条の詔で、謙遜して自ら失政と称し、大教を行う点が歴代の讓位例と共通することから、この日に聖武が讓位し、すでに太上天皇であったと指摘する（『天平感宝元年聖武天皇勅書考証』（角田文衛著作集第三卷 律令国家の展開）一九八五年・法蔵館、一九三九年初出）。さらに、福山敏男氏は、「すでに実質的には皇太子に讓位されていた。」（『薬師寺』一九五八年・東京大学出版会）、中川取氏は、閏五月廿日時点で聖武は政務から離れ、「実質的に天皇を欠く状態にあった。」（『聖武天皇の讓位』（奈良朝政治史の研究）一九九一年・高科書店、一九八三年初出）と述べる。一方、岸俊男氏は、出家受戒した身で天皇として政をとることはありうべきではないとの聖武の考えから太上天皇を称し、薬師寺宮への遷御と、孝謙への讓位を導き出したとして、この一ヶ月余の聖武の状態を「名目的には天皇の地位にあった」と理解する（『天皇と出家』（日本の古代7）一九八六年・中央公論社）。また、瀧浪貞子氏は、聖武讓位が閏五月であるとする「一ヶ月半の空位が生じることになり、事実としてはありえない。」と述べ、讓位は孝謙即位の日で、施入勅願文の「太上天皇」は聖武の讓位への意志・願望と解釈する（『最後の女帝 孝謙天皇』（一九九八年・吉川弘文館））。

⑲ 聖武・光仁以外は、『統紀』に「天皇禪位於皇太子」などの讓位記事が見える。

⑳ 孝謙即位前の一ヶ月余、『統紀』に政務記事は見えない。しかし、『類聚三代格』（卷二）には、得度に関する太政官符（天平勝宝元（七四九）年六月廿六日付）が見え、『延喜式』太政官式・内外印条

によれば、内印捺印が必要となる。この捺印は、公式令受事条の「太宗官施行詔勅。案成以後頒下者。（中略）惣不得過三日。」によると、孝謙即位前に行われたと考えられる。しかし、令制下の皇太子には内印捺印の裁可権（運用権）がないため（第二章の一を参照）、阿倍内親王（孝謙）ではなく、聖武が裁可したと考えられる。

⑲ 拙稿「鈴印の保管・運用と皇権」（『史料』八四一六・二〇〇一年）

⑳ 元明讓位と元正即位の前日「靈龜元（七一五）年九月己卯朔条」付で、皇親・官人の服制を定める詔が見えることもこの一例と言える。

㉑ 『儀式』天皇即位儀。『西宮記』御即位。「北山抄」即位事。『江家次第』御即位。以下は、この次第の要約である。

(1) 天皇は免服を着て大極殿の高座に御す（この時、御帳は下がっている）(2) 内侍二人は神璽（劍璽）をもって左右に侍す(3) 命婦が御帳を褒げ、天皇は初めて見ゆ(4) 宣命使が即位宣命を宣制し、百官は再拜する(5) 叙位(6) 天皇還御(7) 百官退出

なお、(2)で内侍が神璽をもって侍すことは、天皇の紫宸殿出御や大極殿行幸の儀式次第（例えば『西宮記』朝拜、節会）にも見え、神璽奉上や神璽・鈴印渡御儀礼とは無関係。

⑳ 楊水良氏は、平安時代の即位儀が即位儀礼そのものではなく、即位の後に行われた朝賀儀にあたりと指摘する。『「天皇即位儀」と朝賀儀』（『明治大学大学院紀要』二二一一・一九八三年）また、藤森健太郎氏は、この即位儀には天皇になる瞬間（皇位継承時点）が見出せないとする。『平安期即位儀礼の論理と特質』（一九九四年初出）

㉒ 『儀式』讓國儀、『西宮記』天皇讓位事、『北山抄』讓位事、『江家次第』讓位

㉓ 土井郁磨「讓位儀」の成立（はじめに）注⑤（前掲）

㉔ 平城讓位時には、天皇還御・讓位宣命・神璽渡御・新帝上表が見え、嵯峨讓位時には、さらに閏関と新帝拜舞も見えて、讓位儀の諸項目と

ほぼ一致する。〔土井郁磨「讓位儀」の成立（前掲）〕。なお、柳沼千枝氏は、皇太弟（嵯峨）が皇位の辞退を神璽返還により表明することから、平城讓位時に神璽渡御が行われた可能性があると指摘する。

㉕ 『紀』允恭紀元年十二月条。顯宗即位前紀（清寧）五年十二月条。繼體紀元年二月甲午条。宣化即位前紀（安閑）二年十二月条。推古即位前紀。舒明紀元年正月丙午条。

㉖ 吉村武彦「古代の王位継承と群臣」（『日本古代の社会と国家』一九九六年・岩波書店、一九八九年初出）以下、吉村氏の引用はすべての論文による。

㉗ 前掲⑲拙稿。職員令太政官条、中務省条。『続紀』天平十六（七四四）年二月乙未朔条・天平宝字八（七六四）年九月乙巳条。『類聚符宣抄』（第六、少納言代）貞觀六（八六四）年六月四日宣。

㉘ 柳沼千枝氏は、白壁王が神璽を継承せず、鈴印のみを継承する「ブレ踐祚」を行ったと主張する。氏はその根拠として、安殿親王（平城）が、桓武崩御後に神璽・鈴印とともに継承して、大極殿での即位以前に天皇になったとし、白壁王との違いを指摘する。この点を検証しておきたい。

安殿親王は、即位（大同元年五月辛巳条）^{十八}以前、当初は皇太子を称するが、以下の四条では「勅・上表・陛下」など呼称等の変化が見られる。〔（ ）内は主な呼称。なお、四月丁未条の「勅」は後日の記事か、〔後紀〕の補訂とも考えられるので、ここでは除外する。〕

【Ⅰ：四月丙午条】^{十三}上啓・皇太子殿下【伏乞陛下。…昇寶位。】

【Ⅱ：四月辛亥条】^{十八}（重復上啓・殿下）【伏望改令称勅。使易施行。】

〔報〕【未忍即称帝號。】

【Ⅲ：五月甲子朔条】^{十八}（上表・陛下）【伏願陛下。…許捨親王之號、】

【Ⅳ：五月庚午条】^七（上表・陛下）【伏願陛下。…負辰臨朝。】

〔有勅不許〕

(勅)「因依來請。…然後祇服。」

まず、IとIVは明らかに即位勸請である。IIについて、柳沼氏は、「礼記」や「余小子」の語(「礼記」で即位後、先帝の喪が明ける前の謙遜の天子自称「予小子」と同一)を根拠に、この段階の安殿親王がすでに天皇で、喪中のため名目上皇太子を称していると解し、IIは即位勸請ではなく、帝号を称して勅を発給することのみの要請と主張する。

しかし、IIの上啓と報を対比すれば、勅の発給は帝号を称すことを意味するもので、この要請は却下されている。さらにIIはIに「重復」しての上啓で、Iと同様に即位勸請と考えるべきであろう。IIIはすでに勅を用いているもの、帝号は未称で、再び帝号について要請が出され、却下された結果、IVの即位勸請となるのである。I〜IVは、柳沼氏のように個々に切り離して解釈するべきではなく、ともに即位

第二章 空位・皇位継承時点の意義とその変容

本章では、前章で概観した皇位継承の変容を指標とし、皇太子・太上天皇を含む天皇権力の構造とその変容について述べておきたい。

一、律令文書行政における天皇権力

まず、天皇・皇太子・太上天皇について、令制下での職権・権能をふまえ、皇位継承儀礼における皇位継承時点と空位の意味を述べておきたい。

天皇の権能について、律令には、公式令に勅命とその厳正な履行の規定があり、^①勅裁が必要な事項も散見する。また、

勸請の別表現とみるべきであろう。したがって、帝号を称し、勅を発給する権限は本来、即位に付随すると理解されており、IIで言及される令と勅の差は、即位前後の権限・立場の差を示すと言えよう。以上から、即位前の安殿親王の立場は皇太子で、勅の使用や陛下の称は本来の権限を逸脱したものと見え、神璽継承により天皇位が確定したとする柳沼氏の見解には従えない。

また、称徳の崩御後、遺宣の形をとるものの、群臣が「定策禁中」して皇太子を決定する状況は、大化前代に群臣が神璽を奉上して大王を推戴した儀との関連を想起させる。したがって、筆者は、称徳崩御時、白壁王は神璽も継承した可能性が大きいと考える。

^② 土井氏は、齋日までの日数不足を根拠として挙げる。「踐祚儀礼について」(はじめに)注⑤に掲げる。

大宝令から公印制が始動し、諸国に下す公文には内印の捺印規定が設けられ、天皇がこの過程で内容を把握できるようになっている^②。また、公式令では帳簿である計会式を除き、詔書以下すべての文書に、関係官員の署名や年月日の記載が義務づけられ、公式令受事条では潤滑な文書伝達や施行手続きが要請されている。以上から、天皇は、この文書行政の最高決裁者として位置づけられ、行幸や廃朝などの場合を除き、毎日執務していたと考えられる^③。したがって、天皇の不在は文書行政の停滞を招くことになる^④。

一方、皇太子について、井上光貞氏は、令制以前の皇太子が天皇大権を代行したのに対し、令制以後、皇太子は政治に関係のない単なる皇嗣になったとの見解を示した^⑤。しかし、荒木敏夫氏、林紀昭氏、坂上康俊氏は、令制の皇太子も皇太子監国の制度を準用して、天皇・太上天皇がともに不在の場合には、大権の代行が可能であったと述べる^⑥。荒木氏、林氏の論拠は、白壁王・安殿親王（平城）・道康親王（文徳）らの皇太子臨時執政の事例、皇太子監国の規定、公式令車駕巡幸条での鈴契給与規定などである。しかし、皇太子臨時執政は、事例が八世紀末の白壁王を遡らず、令制本来の規定か否かは疑問である。

皇太子は、公式令によれば、詔書式・論奏式・奏事式について一切の代行権限を持たないが、勅旨式と便奏式については、令旨・啓による代行が可能である。荒木氏は、養老令の便奏式に「請進鈴印」の項目があることを根拠として、監国時の皇太子が、鈴印の請進に裁可できると主張する。この点を、以下の養老令文から検証しておきたい。「林氏の復原案に拠り、大宝令の確定箇所には○、推定箇所には△を付した。」

便奏式

太政官奏

其司所申、其事云々、謹奏

年月日

奉。勅。依。奏。若。不。依。奏。者。即。云。勅。処。分。云々。

少納言位姓名

右請進鈴印。及賜衣服塩酒菓食。并給医薬。如此小事之類。並為便奏。其口奏者。並准此例。奉勅後。注奏官位姓名。其皇太子監國。亦准此式。以奏勅代啓令。

便奏式は論奏・奏事式とともに太政官奏の一種で、他二式が大納言の奏であるのに対し、便奏式は少納言の奏である。少納言の職掌には、職員令によると「奏宣小事」「請進鈴印傳符」などがある。これを参考にすれば、少納言は便奏式により、その職掌の「賜衣服塩酒菓食。并給医薬。如此小事之類」の奏宣と、「請進鈴印」の二つを行うことになる。したがって、「請進鈴印」は便奏式の形で奏されるが、小事には含まれず、皇太子が、鈴印の請進にも裁可できるとした荒木氏の説には疑問が残る。

一方、内印捺印が必要な「増減官員」「廢置郡駅」などは、論奏式の事項と符合するため、監國時の皇太子に裁可権限はない。さらに、公式令車駕巡幸条によると、天皇行幸時、留守官には予め鈴契を給与する。林氏は、同条の義解を参考に、監國時の皇太子が緊急時の兵馬差発権限を有したために、鈴契が給与されたと主張する。しかし、この鈴契は、監國時の皇太子が「請進鈴印」の裁可権限を持たないため、非常時に備えて予め給与されたと理解するべきであろう。したがって、令制の皇太子は監國時においても、「請進鈴印」が執行不可能であったと言える。

以上から、令制下で皇太子は、皇太子監國の際も、鈴印の給与・捺印に関する裁可権限がなく、天皇大権の代行権限を持たなかったと言える。したがって、天皇と皇太子の権限差は明瞭であった。

また、太上天皇の政治権力については、令文上に規定がなく、令制官司への影響力やその根拠をめぐり、評価が必ずしも一定ではない。しかし筆者は、太上天皇が、天皇と同様に令制官司を通じて大権を行使し得ると考える。

以上を踏まえると、皇位継承における空位・皇位継承時点の意味も判明する。律令制下では、天皇と皇太子の権限差が

明瞭であったため、皇位継承時点は、皇太子が即位して天皇大権の発動が可能になる重要な転機として明示される必要があった。しかし、天皇が崩御して空位となった場合、皇太子には天皇大権の代行権限がないため、文書行政は停滞することになる。そのため、八世紀には、讓位と即位が同日であるB型の皇位継承が行われ、天皇は新帝即位まで大権を行使して、空位や決裁者不在の事態を回避したのである。

一方、太上天皇は、天皇と同様に大権を行使する。これは、八世紀には、天皇が空位を避けて新帝即位まで大権を維持し、加えて讓位儀礼が未確立であったため、天皇と太上天皇との間に明確な線引きがされず、大権の放棄が明確でなかったことに関係すると考えられる。したがって、讓位した後も、太上天皇の権力行使の根拠は天皇と変わらなかったであろう。重祚した称徳の即位記事が見えないのも、太上天皇と天皇に権限差がなく、即位により、大権発動を改めて示す必要がなかったためと考えられる。

天皇崩御による空位が政権の不安定を招くことは、律令制下に限ったことではない。しかし、律令文書行政の中で、天皇が最高決裁者で、他者に代行権限がない以上、持統以前に見られた皇太子・皇后の称制など、王族による天皇大権の代行は不可能になり、長期の空位は政務の停滞を招くことになる。したがって、空位を徹底的に避けるようになり、皇位継承時点が重要な意味をもったのは、律令文書様式と公印制が規定された大宝公式令が施行され、文書行政が整備された大宝（養老年間（八世紀初頭）であったと推測される。

大宝令施行後初の皇位継承は文武の崩御によるものであった。この空位期間は、太上天皇と皇太子がともに存在せず、遺詔を受けた元明が即位するまでの約一ヶ月間、『統紀』には政務に関する記事が一切見えない。律令文書行政における空位の問題性が認識されたのはまさにこの時ではないだろうか。次の元明以降、即位と讓位が同日であるB型の皇位継承が続く、さらに、桓武の即位が変則的な形で執行されたのも、崩御による空位を避けたためであろう。一方、讓位については従来、女帝など主に皇統の問題と関連づけて論じられてきた。しかし、八世紀の皇位継承の大部分が讓位によったの

は、律令文書行政における天皇大権と空位との関係が一因であったと考えられる。

二、神祇令踐祚条の意義

『紀』編纂時まで、ある瞬間を皇位継承時点として意識するようになり、これが律令制において皇太子から天皇への重要な転換点になったと考えられることは、すでに述べた。したがって本節では、この法的根拠を明確にすることで、皇位継承時点が、律令制の皇位継承と不可分の関係にあることを示しておきたい。

『紀』大化前代の皇位継承記事には、神器（神璽）奉上和登壇の二つの要素が登場する。岡田精司氏によると、前者は群臣が王位継承候補者に神器を渡して大王に推戴する儀で、忌部が奉和する持統紀や踐祚条とは異なるため、編纂時の潤色ではなく、それ以前の慣行と見られる。両者は、必ず神器奉和を先にして別日に執行され、登壇の日が即位と記載されることから、独立別個の儀礼とみなされ、即位の主要素は登壇で、神器奉和は本質的な要素ではないという評価を与えられてきた^⑩。しかし、皇位継承時点の意識が、『紀』編纂以前のどの時点まで遡及できるかは明らかでなく、登壇が一連の王位就任儀礼の最後の儀礼と認識されていた可能性も否定できない。したがって、令以前の即位儀礼において、登壇が皇位継承時点であると断定することはできない。

一方、神璽は、大化前代には群臣が奉和したが、乙巳の変直後には皇極自身が孝徳に「授璽授禪位。」^⑪「孝徳即位前紀」し、さらに持統の即位では忌部が奉和するという変化を遂げる。吉村武彦氏は、大化前代には群臣による王選出のシステムが存在したが、皇極讓位時に群臣の介入がなくなり、さらに忌部による奉和への変更は「王権による意思」であったと評価する。この忌部の神璽奉和は、神祇令踐祚条に規定されるが、ここには、奉和者の変更以外に、もう一つの重大な変更が認められる。それはこの神璽奉和を「踐祚之日」、すなわち即位の日に執行するとした点である。

踐祚条は、古記から大宝令文での存在が確認できるため、『紀』編纂中には確実に成立している^⑫。したがって編纂時に

は、神霊を奉上するのが「踐祚之日」、すなわち皇位継承時点であることが、踐祚条という法的根拠により明瞭であった。踐祚条については従来、持統即位記事における公卿百寮の羅列や、神祇令に規定されている点、『古語拾遺』の記述などを根拠として、天孫降臨神話を背景とする王権イデオロギーの視覚的表現^⑩や、神事規定^⑪といった面のみが評価されてきた。しかし、令文に明記することで、律令法上の皇位継承時点を明確に知らしめた点にこそ、踐祚条の重要な意義があったのである^⑫。

踐祚条に基づく儀礼は、史料的に確認できるのは持統の即位のみであるが、八世紀の皇位継承でも即位の日に執行されていたと考えられる^⑬。

一方、九世紀以降の即位儀には、踐祚条の儀礼は確認できず、「即位」の語が皇位継承時点を示さなくなったと第一章で述べた点とも合致する。したがって、踐祚条に基づかない即位が行われ、皇位継承時点が即位以前に設定されたのは、即位儀の執行が確認できる淳和の即位以前ということになる。では、この変化はいつ生じたのか。

現在有力なのは、忌部の神霊奉 upper 和中臣の壽詞奏上が桓武の即位から執行されず、大嘗祭行事になったと指摘した加藤正典氏の説である^⑭。この説は、桓武の即位を新儀礼（神霊・鈴印渡御儀礼）と主張する柳沼氏、高森氏らの論拠となり、藤森氏のように、桓武の新王朝意識による改変という重大な評価に結びつくことになる^⑮。しかし、先述したように、桓武の即位を新儀礼と見なすことには疑問もあり、この説を再検討する必要がある。

そこでまず、加茂氏の説を検証したい。氏の論拠は以下の三点である。第一に、踐祚条の神霊奉 upper と壽詞奏上が儀式書の大嘗祭に見えて即位儀にはない点。第二に、持統・光仁の大嘗祭でも壽詞奏上のみ確認できる点。第三に、次の『令集解』神祇令踐祚条所引の跡記の解釈である。〔令本文「跡記」の形で記載〕

凡踐祚之日 「跡云。踐祚之日。謂即位之日也。」（a文）

中臣奏天神之壽詞。「跡云。奏壽詞。上劍并鏡。至十一月。為大嘗耳。鏡劍以一物。永奏教帝耳。但奏壽辭云々耳。又地祇不見

忌部上神璽之鏡劔。

加茂氏は、跡記b文を、壽詞奏上と鏡劔奉上は十一月に至つて大嘗祭のみで行う、と解釈する。ここから氏は、即位の唐風化に伴い、神璽奉上は捨象されて大嘗祭に移つたとし、その時期が、跡記成立(桓武朝)以前で、壽詞奏上のみ見える光仁の大嘗祭以後、すなわち桓武即位の時であると指摘する。

しかし、第三の論拠について、加茂氏はb文にのみ注目するが、跡記はa文で「踐祚之日」を「即位之日」と解し、踐祚が即位の日に執行されると理解している。両文に注目した場合、b文「為大嘗耳」の「耳」は限定の「のみ」ではなく、石野雅彦氏が主張したように、「永奏教帝耳」と同様に強調の文末助詞と解すべきである。したがって、跡記はa文「踐祚の日、その意味は即位の日である。」、b文「壽詞を奏し、劔と鏡を上る。十一月に至り大嘗を為すのである。」と解釈すべきであろう。以上から、跡記は、神璽奉上が桓武即位の時に大嘗祭行事となつた論拠とはなり得ず、加茂氏の説は成立しない。したがって、これに依拠する柳沼氏・高森氏・藤森氏らの見解も再考の必要がある。

では、四月辛卯^三条の桓武の即位はどう解すべきか。この「即位」の語が皇位継承時点を示すことはすでに述べた。一方、癸卯^{十五}条の大極殿儀礼は、以後の即位儀の原型と考えられる。それにもかかわらず、『統紀』は癸卯条ではなく、辛卯条を「即位」と記載し、皇位継承時点と見なしている。換言すれば、『統紀』は、即位と確定する要素が辛卯条に存在したと判断していることになり、その根拠は、大極殿儀礼でも即位宣命でもない以上、神璽・鈴印などの器物の委譲である可能性が高い。

問題は、その委譲方式である。先述したように、筆者は、桓武以前の称徳崩御の際にすでに神璽・鈴印の奉上が行われたと推測する。しかしこの場合も、光仁は二ヶ月後に即位している。また、石野氏が指摘したように、九世紀以降に、「先帝崩御・讓位即日の神璽・鈴印渡御儀礼」と「宣命宣布を含む後日の大極殿儀礼」の形式が確立した後、

の語で称されるのは後者であり、渡御儀礼を「即位」と記載する例はない。したがって、桓武の即位の根拠は、渡御儀礼ではなく、「統紀」の他例と同様、踐祚条であったと考えられる。また、神祇令踐祚条に関する跡記の記載が、成立時期である桓武朝の実態と評価できるならば、跡記は、桓武の即位でも踐祚条の儀礼を執行した傍証になるであろう。

以上から、踐祚条の意義は、律令法上の皇位継承時点を明確にする点にあった。これは、律令制下で皇位継承時点は、皇太子が即位して天皇大権の発動が可能になる重要な転機であったと先に述べたことを裏付ける。また、桓武朝においても踐祚条は有効で、「統紀」にはこの条文に基づいて皇位継承時点が「即位」と記載された。したがって、踐祚条の儀礼が即位から消えるのは、「即位」の語が皇位継承時点を意味しなくなった時期で、『統紀』が編纂された桓武朝以後、具体的には平城・嵯峨・淳和の即位の間と考えられる。

三、空位・皇位継承時点の変質と天皇の変容

称徳崩御以降、嵯峨讓位ごろまでに原型が成立した崩御儀・讓位儀には皇位継承時点が設定されており、即位と空位の意味が『統紀』以前と比べ変化していることはすでに述べた。したがって本節では、この変化の理由・状況を論じること、令制下での皇太子・太上天皇・天皇の権力構造の変容とその過程について述べておきたい。

元明以来続いた讓位によるB型の皇位継承は、皇太子を決定しなかった称徳に至って遵守が困難となり、称徳は在位のまま崩御する。この際、神璽・鈴印奉上が行われたと考えられることはすでに述べた。この後の空位期間中は、白壁王（光仁）が、皇太子として令旨を発し、内印捺印が必要な政務を執っている。²² この約二ヶ月後の即位は、従来通りの踐祚条に基づいた皇位継承時点と推測される。

次の光仁は不豫を理由に讓位し、桓武が即位する。この即位も踐祚条に基づく皇位継承時点と推測されることは前節で述べた。

次の桓武には、不豫の記事が崩御の一年以上前から散見し、その権限の一部を皇太子安殿親王（平城）に委譲する記事も見える。^{②③}しかしこの間、皇太子の政務への関与は確認できず、桓武も讓位はせずに在位のまま崩御する。その後の空位期間中は、神璽とおそらく鈴印も確保した安殿親王が、白壁王と同様に内印捺印が必要な政務を執っている。^{②④}

令制において、皇太子には、鈴印請進の裁可など天皇大権の代行権限がない。したがって、両皇太子の執務は、令制本来の権限を逸脱した行為で、令制以後では白壁王を初例とし、先帝崩御時に限定されるものである。この越権行為が可能になった背景としては、神璽・鈴印渡御が行われて、大権の行使が実質的に可能になったことが挙げられる。しかし、筆者はさらに、政務形態の変化を挙げておきたい。宝亀元（七七〇）年八月丙午条には、称徳崩御直前の政務の状況を示す次の記事が見える。

天皇自幸由義宮。便覺聖躬不豫。於是。即還平城。自此積百餘日。不親視事。群臣會無得謁見者。典藏從三位吉備朝臣由利。出入臥内。傳可奏事。（以下略）

右の「臥内」は、八月癸巳条に「崩于西宮寢殿」と見える寢殿であろう。西宮には他に、称徳が出御して政務を視る「西宮前殿」が存在した。^{②⑤}『内裏儀式』によると、鈴印請進の際には、内裏前殿（紫宸殿）に出御した天皇が、南庭からの少納言の奏に勅許することで捺印が行われる。^{②⑥}しかし、右の丙午条によると、称徳は由義宮からの還御「四月戊戌条」以来の約四ヶ月間、政務の場に出御できず、「不親視事」であった。この間、『統紀』には「馬鈴給与と内印捺印が必要な政務が見えるが、これらの鈴印請進の際、少納言（官位令では従五位下）が、直接「臥内」の称徳から勅答を得たとは考え難い。」^{②⑦}おそらくは、『西宮記』^{②⑧}のように、天皇は不出御で、右掲の吉備由利など近侍官が奏文・勅答を伝達し、政務が行われたのではないか。称徳の崩御を数日間秘し、「雖已崩如必在」大臣以下が詔書事・固関を行い得たのも、このような状況が背景にあったためであろう。

また桓武の場合も、不豫の間は政務の場に出御であった可能性が高い。しかし、元明や光仁が「今精華漸衰、耄期斯

倦。」「元明讓位詔」、「身體不安、復年毛弥高成尔豆餘命不幾」「光仁讓位宣命」といった理由で讓位したのに対し、桓武が讓位せずに済んだのは、政務形態の変化によるものである。

天皇が内裏正殿（紫宸殿）に出御して政務を執らなくなるのは、仁壽（文徳朝・九世紀半ば）以降で、承和（仁明朝・九世紀前半）以往は毎日出御して「視政事」していたとされる。^⑧しかし、弘仁五（八一四）年には、正政法ではないものの、不出御時に内裏後殿（北大殿）に赴いて請印を仰ぐ方式がすでに存在したことが確認できる。また近年、吉川真司氏が、以前からの読申公文（文書自体はやりとりせず公文を読み上げ、口頭で決裁する）による政務形態に対し、八世紀の称徳朝には、申刺文（文書を決裁者に奉り、その閲覧を経る）の形態や上宣制が成立し、従来の公式令文書体系が再編されたことを指摘している。^⑨このような政務形態の変化により、天皇が不出御の場合にも近侍官が奏文・勅答を伝達して政務を行うことが可能になったのではないか。

したがって、天皇の勅裁は、代言者を通じて示されることでその役割を充分に果たすことになり、可視的な天皇の存在は、文書行政に不可欠ではなくなった。換言すると、勅裁という形式をとれば、実際の裁可者は「雖已崩如必在」大臣等であっても、決裁は可能となり、天皇と他者との権限差は無実化して、天皇は最高決裁者としての唯一・専行性を失うことになる。これは、称徳の崩御という状況に及んで、皇太子が天皇大権を代行して政務を執ることで現実のものとなった。

では、天皇権力の変質後、皇位継承時点と即位はどうか。即位については、次の事例が参考になる。安殿親王（平城）の場合、「勅・上表・陛下」などの語が即位以前に見え、すでに天皇との境界が曖昧になっているが、即位前後の権限・立場の差は明確に意識されている。^⑩つまり、神靈・鈴印を確保し、実質的に執務をしながら、即位以前は正式な天皇とは見なされていない。また、仁明崩御後の道康親王（文徳）も、即位までは令旨を使用する。したがって、皇太子が、神靈・鈴印渡御を経て実質的に天皇大権を行使できたと推測される反面、大極殿における即位、すなわち儀式書の即

位儀は、正式に天皇と認知されるための儀礼として機能し続けたのである。

また、皇位継承時点は、九世紀以降、讓位儀・崩御儀に設定される。先に結論を述べるならば、これは太上天皇の変質と、讓位儀の成立に起因すると考えられる。

八世紀には讓位儀礼が未確立で、太上天皇の大権放棄が明確ではなく、太上天皇は天皇と同様に令制官司を通じて大権を行使していた。ここには、太上天皇と天皇の二人が、文書行政の最高決裁者であるという矛盾があり、これが表面化したのが、孝謙太上天皇と淳仁天皇、平城太上天皇と嵯峨天皇の場合であった。この矛盾を解消するため、嵯峨が讓位の際に大権を放棄し、太上天皇の地位の転換を図ったことは、すでに春名宏昭氏が指摘している^④。大権の放棄により、天皇と太上天皇との間に明確な線が引かれると、そこに空位が生じるのを避け、皇位継承時点も大権放棄の時点、すなわち讓位儀に設定されたのであろう。したがって、太上天皇が変質した嵯峨の讓位が、皇位継承時点をもつ讓位儀の原型と考えられる^⑤。

嵯峨讓位以降、皇太子は、先帝の讓位によって自動的に新帝と見なされ、神璽・鈴印渡御により大権も行使できた。また、崩御の場合、実際には积服まで皇太子を称し、令旨を使用していたことが確認できるが、一方で、皇位継承時点を崩御儀に設定するのは、同様に空位を避けたためであろう。しかし、即位儀は、踐祚条の儀礼を欠き、皇位継承時点としての意味を失った後もなお、正式に天皇と認知されるための儀礼として存続した。

本章をまとめると、律令制における天皇は、文書行政に不可欠な最高決裁者で、他の王族には代行権限がなく、この権限差は明瞭であった。したがって、律令制下において、皇位継承時点は、皇太子が即位して大権の発動が可能になる重要な転機であり、その法的根拠として神祇令踐祚条が規定された。一方、空位は文書行政の停滞を招いたため、八世紀の天皇は、新帝即位まで大権を維持し、即位と同日に讓位することで、空位を徹底的に回避した。しかし、この皇位継承では、

讓位儀礼が未確立で、大権放棄が明瞭でなかったため、太上天皇の大権行使を可能にし、最高決裁者が二人という矛盾も生み出した。

しかし、八世紀末には、政務形態の変化に伴い、文書行政の中で可視的な天皇の存在が不可欠ではなくなり、天皇と皇太子の権限差が無実化して、大権の代行が可能になった。また、太上天皇の矛盾を解消するため、嵯峨讓位の時から、太上天皇の大権放棄を明確にし、天皇のみが大権を有することになる。これらの天皇権力の変容は、皇位継承にも変化をもたらした。九世紀以降、皇位継承は、神璽・鈴印渡御儀礼によって実質的に大権発動が可能になる讓位儀・崩御儀と、正式に天皇と認知されるための即位儀に分離し、皇位継承時点と空位は律令制本来の意味を失い、踐祚条の儀礼も執行されなくなったのである。

① 詔書式・勅旨式には御画や覆奏が規定され、勅命を含む文書施行過程の錯誤に対しては、職制律の詔書施行違条・受詔忘誤条・詔書誤報改定条などに罰則規定が見える。

② 大宝元(七〇一)年六月己酉条には七道への「頒付新印様」が見え、鎌田元一氏はこれが内印の印影を頒布したもので、これ以降、内印の使用が開始されたと指摘する。「日本古代の官印——八世紀の諸国印を中心として——」(『律令公民法の研究』二〇〇一年・塙書房・一九九四年初出)。また、大宝令では、諸国に下す公文には内印、案文には外印(太政官印)を捺印するのが規定で、養老四(七二〇)年に、小事が外印に変更された後も、大事には内印捺印が義務づけられた。「令集解」公式令天子神璽条。「統紀」養老四年五月癸酉条。八月丁亥条。「内裏儀式」少納言尋常奏式。「延喜式」太政官式、内外印条。」

③ 「三代録」貞観十三(八七二)年二月十四日庚寅条には、「承和以後。皇帝毎日御紫宸殿。視政事。仁壽以降。絶無此儀。」と見える。

④ 「統紀」には「庶務多端。一日万機」(「靈龟元(七一五)年九月庚辰条・元明讓位詔」)、「皇帝撰断万機。一同平日」(「養老五(七二二)年十月丁亥条・元明太上天皇詔」)、「万機是重。不可一日而曠官也」(「天応元(七八一)年十二月丁未条・光仁崩時」)などが見える。

⑤ 井上光貞「古代の皇太子」(「はじめに」注⑥前掲)

⑥ 「はじめに」注⑥前掲論文。なお、荒木氏は、令以前の皇太子の存在を疑問視し、「皇太子称制」が皇太子の地位に基づいた権力行使であることを否定している。

⑦ 「延喜式」太政官式・内外印条

⑧ 「令集解」公式令・車駕巡幸条「謂、留守官者、皇太子。(中略)給鈴契者。案唐令。不給内印。但有事應用鈴契者。更副官符行下。其

依上條。太子監国之日。唯得用勅旨及便奏。以外大事。不得施行。此扱尋常之時。不由非常之变。若有軍機急速應処分兵馬者。不拘恒法。亦得兼行。」

⑨ 「はじめに」の注⑧参照

⑩ 太上天皇が、天皇と同様に、令の職掌官である少納言を通じて鈴印を運用したことが確認できる。〔第一章注②前掲拙稿〕

⑪ 健康不安の元明に代わり、元正が未婚の皇女という異例な立場で即位したのは、称制などによる大権代行が律令制下では法的に不可能であったことの傍証と言える。

⑫ 第一章注④参照

⑬ 淨御原令（持統即位の前年に班賜）にこの踐祚条に相当する条文が存在し、持統の即位はこれを施行したものとする井上光貞氏の見解もある。

⑭ 藤森健太郎「平安期即位儀礼の論理と特質」（一九九四年初出）。榎村寛の「律令国家の王権継承儀礼について」（「律令天皇制祭祀の研究」一九九六年・塙書房・初出一九九〇年）。熊谷公男（はじめに）注④前掲論文。

⑮ 溝口睦子（第一章注④前掲論文）。

⑯ すでに和田萃氏が、「踐祚式は神宝を受け取ることにより、天皇たることを衆人に認識せしめる儀礼であったのではないか。」と述べている。「類聚の基礎的考察」（「日本古代の儀礼と祭祀・信仰」上）一九九五年・塙書房、一九六九年初出）

⑰ 靈龜元（七一五）年九月庚辰条には「因以此神器欲讓皇太子。而年齒幼稚未離深宮。」と見え、神器（神璽）讓受を皇位委譲と同義に用いている。また、踐祚条古記の「踐祚之日。答。即位之日。」が、井上氏が推測するように、聖武即位を知って書かれたとすれば、踐祚条の儀礼執行の傍証となろう。

⑱ 加茂正典「大嘗祭・辰日前段行事」考」（日本古代即位儀礼史の研究）一九九九年・思文閣出版・一九八三年初出）

⑲ 第一章注⑫参照

⑳ 石野雅彦「古代国家と即位儀」レガリア奉上演を中心に」（「日本

古代の国家と祭儀」一九九六年・雄山閣出版）以後、石野氏の引用はすべてこの論文による。なお、石野氏は跡記も文を、桓武の即位の時（延暦年間）に鏡劔奉上が行われていたことを証明する史料とする。しかし、石野氏の跡記も文「云々」の解釈には従えない。

㉑ 癸卯条に見える宣命宣布・叙位・皇太夫人の尊号奉上げ、儀式書の即位儀と合致する。

㉒ 騎兵司任命（宝龜元（七七〇）年八月乙未条）、五位以上を含む叙位（八月戊戌条・丁巳条）、配流（八月辛亥条）、河内職から河内国への再変更（八月乙卯条）、皇太子令旨による道鏡左遷（八月庚戌条）、令外官の廃止（九月壬戌条）。なお、内印捺印が必要な政務は、公式令天子神璽条と「延喜式」太政官式、内外印条から判断した。

㉓ 「後紀」には「天皇召皇太子已下參議已上、託以後事。」「延暦廿四（八〇五）年四月乙巳条」や「賜兵仗殿鑓於東宮。」「已酉条」などの記事が見える。

㉔ 五位以上を含む叙位（大同元（八〇〇）年四月丙午条・丁未条・丙辰条）、令旨による正税の借貸許可（「類聚三代格」（卷十四）延暦廿五（八〇六）年三月廿四日付官符）

㉕ 荒木敏夫氏は、公式令車駕巡幸条の義解（注③に前掲）をもとに、この皇太子の執政が「軍機急速」などの「非常事態発生による令文規定外の権限行使の実例とみなしうる」と述べ、令制皇太子の権限と評価する。しかし、両皇太子は一般政務も執っており、安殿親王が「令人擁滞。煩民害農。」を理由に固問を停止した（大同元（八〇六）年三月丙戌条）ことから、政治的・軍事的緊張感は希薄と考えられ、荒木説には疑問が残る。

また、柳沼氏は、白壁王については荒木説をほぼ承認するが、安殿親王は「新天皇による大権行使」と評価する。しかし、柳沼氏の見解には従えない。〔第一章注⑫参照〕

- ②⑥ 神護景雲二（七六八）年十一月壬辰条、同三（七六九）年正月壬申条。橋本義則「天皇宮・太上天皇宮・皇后宮」（『ヤマト王権と交流の諸相 古代王権と交流5』一九九四年・名著出版）
- ②⑦ 「内裏儀式」少納言尋常奏式。西本昌弘氏は、この次第が、弘仁九（八一八）年以前の古礼を伝えるものとする。「古礼からみた「内裏儀式」の成立」（『日本古代儀礼成立史の研究』一九九七年・塙書房、一九八七年初出）
- ②⑧ 五位以上を含む叙位〔宝龜元（七七〇）年四月己酉条・壬子条・六月丙辰条・七月丙寅条・庚辰条・辛巳条〕、諸國への賜物〔五月壬申条・七月戊寅条〕、畿外社への奉幣〔八月辛卯条〕など
- ②⑨ 「西宮記」（内印）の要約は以下のとおりである。(1)上卿が陣に着く (2)少納言が内案を上卿に覽す (3)少納言は内侍に内案を付し、内侍は天皇に奏す (4)内侍が内案を上卿に戻す (5)上卿は座に着き、捺印を命じる (6)少納言・主鈴ちが捺印する

おわりに

八世紀の律令天皇制が、前代からの固有的側面と、律令の専制君主制的側面という二面性を持つことはすでに指摘されている。この中では、桓武を画期としてイデオロギーが転換し、新秩序の導入や制度的改編が進み、前代からの固有的・人格的側面が払拭されて官僚制が自律した結果、天皇は律令制本来の専制君主に移行したと評価されてきた。^①九世紀以降の天皇の不執政、幼帝の出現、天皇の権威化の進行もこの延長線上に位置づけられている。一方で、八世紀の天皇については、専制君主制的側面が当時の実相ではなく、中国律令の導入による形式的なものであったとする見解が多く存在する。しかし、九世紀以降の政務や文書の基礎形態が奈良時代後期（八世紀後半）に起源を持つこともすでに指摘されている。^②また、奈良時代の天皇は、女帝や太上天皇の問題とも関連してその評価が未だに一定しない。このような状況で、桓武朝を画期

- ③⑩ 注⑤参照
- ③⑪ 「類聚符宣抄」（第六・少納言職掌）弘仁五年七月廿日宣「右大臣宣。少納言依例所奏請印官符。理須候御南大殿時即奏。而比来怠慢。至廻御北大殿乃奏。遂煩聽覽。甚乖道理。自今以後。仰少納言。莫令更然。」
- ③⑫ 吉川真司「土宣制の成立」、同「申文判文考」（一九九四年初出）（ともに『律令官僚制の研究』一九九八年・塙書房）
- ③⑬ 第一章注⑩参照
- ③⑭ 春名氏は、嵯峨が太上天皇位を一旦放棄し、新帝（淳和）から尊号を受ける形にしたと指摘する。
- ③⑮ 立太子の時期や嵯峨紀を参考に、嵯峨の讓位日に皇位継承時点が設定されたと第一章で述べた点や、嵯峨讓位時に讓位儀の諸項目がほぼ確認できる点も、これを裏付ける。

とする見解には疑問もある。

したがって本稿では、皇位継承時点と空位に対する認識の変化に着目して皇位継承儀礼を分析し、これを指標として律令制下の天皇権力の構造とその変容を論じることを試みた。

令以前の皇位継承において、皇位継承時点は特定し難く、空位は事実として存在したが、君主権代行や期間短縮により回避の努力が見られた。しかし、律令制下では、神祇令踐祚条を法的根拠として皇位継承時点が明示され、八世紀には、讓位と即位が同日に行われて、空位が徹底的に回避された。これは、天皇が律令文書行政の最高決裁者で、皇太子など他者との権限差が明瞭であったことを反映し、皇位継承時点は大権行使が可能になる重大な転機を、空位は文書行政の停滞を意味したことに起因する。したがって、八世紀の天皇は、律令文書行政における唯一性・専行性を保障され、律令制本来の性格を強く有していたと評価できる。しかし一方で、天皇は、律令制のいわば一機関として制約を受け、空位が許されず、讓位による皇位継承が継続することになった。

しかし、八世紀末の政務形態の変化に伴い、天皇は専行性・唯一性を失い、律令制における皇太子との権限差が無実化した。一方、八世紀には、讓位儀礼が未確立で、天皇大権の放棄が明確ではなく、太上天皇と天皇がともに大権を行使する矛盾が生じたが、この解消のため、嵯峨の讓位時から大権放棄が明確になった。天皇権力の構造に関するこの変化を反映して、九世紀以降の皇位継承儀礼は、讓位儀・崩御儀と、即位儀に分離し、皇位継承時点と空位は、本来の意味を失って形式上・儀礼上の問題となった。また、九世紀以降の不執政や幼帝は、この天皇権力の構造変化の延長として出現したと考えられる。

本稿では、八世紀の天皇が、律令文書行政というシステムの中で律令法に基づいて大権を発揮し、その唯一性・専行性を保障される一方で、その一機関として制約を受けていたことを示唆するに留まった。しかし、天皇大権の内実について、勅命の発給や文書行政など律令法との関係を含めて、今後の課題としたい。

① 早川庄八「日本古代官僚制の研究」（一九八六年・岩波書店、同「律令国家・王朝国家における天皇」（『天皇と古代国家』二〇〇〇年・講談社・一九八七年初出）。大津透「古代の天皇制」（一九九九年・岩波

書店。同「日本」の成立と天皇の役割、大隅清陽「君臣秩序と儀礼」（『日本の歴史08 古代天皇制を考える』二〇〇一年・講談社）
② 吉川真司「上宣制の成立」（第二章注②前掲）

（京都大学研修員）

Changes in the Accession to the Throne and the Ritsuryo Tenno System

by

KATO Asako

In this study I have tried to reexamine the [role of the] emperor in the ritsuryo system and the changes affecting it by focusing on the changes over time in the moment one became an emperor and vacancies on the throne in the ritual protocol of imperial succession.

In the imperial succession prior to the ritsuryo system, it is difficult to specify the exact moment when someone became an emperor. And, although the throne was at times vacant, the duration was shortened as the members of the royal family served in place of the emperor in an effort to avoid such vacancies,

However, under the ritsuryo system, the moment that someone became an emperor was specified, the abdication and the accession to the throne were conducted on the same day from the eighth century, and vacancies were assiduously avoided. This was due to the fact the emperor in the ritsuryo system had ultimate decision-making authority within the bureaucratic ritsuryo administration, and the moment that one became an emperor became a critical turning point that clearly distinguished imperial authority from that of others and a vacancy on the throne came to mean a cease in the operation of bureaucratic administration of the state. Therefore, the emperors of the eighth century were in an entirely unique position within the ritsuryo bureaucratic administration, and the original character of the ritsuryo system can be judged to have been vigorous. However, the emperor, as what might be termed a single organ of the ritsuryo state, was restricted, vacancies on the throne were not permitted, and imperial succession was carried on by abdication.

The unique character of emperor in the original ritsuryo system was lost, however, with the changes in the form of government at the end of the eighth century, and the discrepancy between the authority of the emperor and the crown prince also disappeared. On the other hand, in the eighth century, the ritual protocol of abdication had not yet been established, and a contradiction was created when an abdicated emperor and the reigning emperor both tried to exercise sovereignty because the former emperor's sovereignty had not been clearly abandoned. However, this contradiction was resolved from the time of the abdication

of Emperor Saga, who clearly relinquished sovereignty.

Reflecting this change in the emperor's sovereignty, a clear distinction was made from the ninth century onward in the ritual protocol of imperial succession between abdication or imperial funerary rites on the one hand and the accession to the throne on the other, and the moment that one became an emperor and a vacancy on the throne lost their original meanings within the original *ritsuryo* system. They came to be valued as merely formalized, ritual protocol.

A Basic Analysis of Kyoto Daimyo Hikeshi in the Edo Period

by

FUJIMOTO Hitofumi

In this study I have attempted to clarify the role of the Kyoto Daimyo Hikeshi 京都大名火消 (feudal lords charged with suppressing fires in Kyoto), especially the Kyoto Hikeshi Yaku 京都火消役 after the seventh year of Kyoho 享保 (1722), when four domains closely linked to the Shogunate 譜代藩, the Zeze 膳所, Kameyama 亀山, Yodo 淀, and Koriyama 郡山, were charged with this duty. Although previous studies have clarified its role in part, much remains to be elucidated. Through this analysis, I have both clarified the consciousness of the daimyo of the Kinai region and nearby provinces 畿内近国 toward their role and the establishment of this system as a part of this attitude, and have seen it as one aspect characteristic of the systematic reformation of the government system in the Kamigata 上方 area during the period from the Genroku 元禄 to the Kyoho era.

In sections I and II, I have focused on the relationship between the Hikeshi yaku and the Shogun 將軍 and Roju 老中 and clarified the place of this system within the *bakuhau taisei* 幕藩体制, the system of rule by the Shogun and feudal domains. First, powers of appointment and exemption were exercised through *roju hosho* 老中奉書 or *roju kakitsuke* 老中書付, a document which conveyed the will of the Shogun, who controlled this authority. Furthermore, two of the four domains that served as Kyoto Hikeshi yaku were also paired for service in the *sankin kotai* 参勤交代 by roju hosho. At the same time, other matters in the system beyond appointments and dismissals and the *sankin kokai* were the exclusive jurisdiction of the Roju.